



安芸市 電子契約の導入 に関する説明会

令和7年11月19日 安芸市

次第



1 電子契約の導入について

2 電子契約サービス「クラウドサイン」について

- ・電子契約とサービス内容の説明
- ・クラウドサインでの契約締結方法
- ・よくある質問

3 安芸市における電子契約の締結方法について

- ・電子契約の対象となる契約
- ・電子契約利用申出書の提出
- ・電子契約締結のながれ

電子契約の導入について

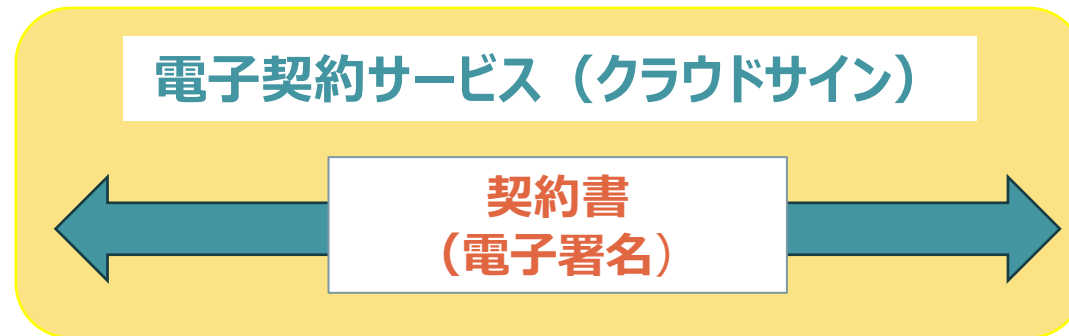
契約事務の効率化のため令和7年12月以降の契約で電子契約を開始

導入メリット

- ・契約書の印刷・製本・持参（郵送）が不要となり、締結までの時間を短縮
- ・収入印紙の貼付不要、郵送・保管コストの削減
- ・契約書の紛失リスクを無くし、クラウド上で安全に保管可能



発注者
(安芸市)



受注者
(契約事業者)



電子契約サービス 「クラウドサイン」について

(弁護士ドットコム様からご説明_資料別紙)

- ・電子契約とサービス内容の説明
- ・クラウドサインでの契約締結方法
- ・よくある質問



安芸市における電子契約の 締結方法について

- ・電子契約の対象となる契約
- ・電子契約利用申出書の提出
- ・電子契約締結のながれ

電子契約の対象となる契約

- 市が相手方と締結する契約のうち令和7年12月以降に契約する案件とします。
（例）工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約など

※法令等で書面での締結・交付が必要とされている場合など、従前どおり書面による契約となることがあります。

※工事及び工事に係る委託業務は、当初契約のみ対象とします。（変更契約は紙での契約）

※緊急工事（委託業務）は、対象外とします。（紙での契約）

- 電子契約の対象となる案件は、発注時にご案内いたします。
- 受注者は紙での契約または電子契約を選択できます。

電子契約利用申出書の提出

電子契約の利用にあたっては、「電子契約利用申出書」を提出していただく必要があります。

■「電子契約利用申出書」への記載内容

- ①電子契約利用の同意
- ②担当者の氏名及びメールアドレス
- ③契約締結権限者（最終確認者）の氏名及びメールアドレス

※契約締結権限者は、各事業者の定めに従いご判断ください。

※本市ホームページに申出書様式等を掲載します。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

安芸市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約利用申出書

安芸市と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

契約内容の確認者及びメールアドレス
下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
【担当者】 ※不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

【最終確認者】 ※契約締結権限者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

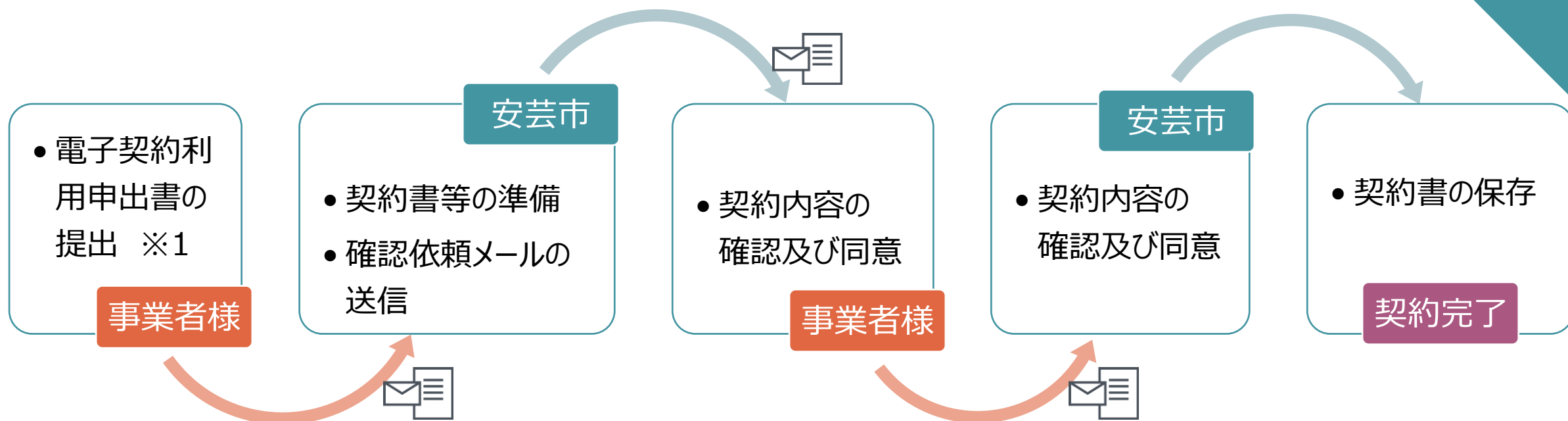
メールアドレス			
氏名		役職	

※担当者及び最終確認者は、それぞれ異なるメールアドレスを指定してください。
※フリーメールアドレスはお控えください。
※登録したメールアドレスに変更があった場合は、速やかに変更後のメールアドレスで利用申出書を再度提出してください。

＜建設工事請負契約の場合＞
建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第17条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電
子の署名を添付する方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。
なお、本承諾書であっても、電子的署名を添付する方法により実施することを確認する旨の申出があった場合、申出以降の建
設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電子的署名の種類
コンピュータネットワーク利用の署名
②電子的署名の内容、ファイルへの記録の方法
電子契約サービスを通じて、捺印紙がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電
子証明サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等によ
り記録する方法等

電子契約締結のながれ



※1 落札後、契約担当者に提出してください。
別の契約案件等で安芸市へ既に提出済みの場合は不要です。
提出済みの内容に変更がある場合は、再提出をお願いします。



ありがとうございました

安芸市総務課

ホームページ <https://www.city.aki.kochi.jp/>

☎ : 0887-35-1000 FAX : 0887-35-4445